



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 8 日 (火)
号外第 17 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (5) (財政課)	3
-------	---------------------------------------	---

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国民健康保険法の一部が改正され、都道府県は国民健康保険の財源の安定化を図る基金を設けることになったことに伴い、新たな基金を追加する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険の財政の安定化を図ること。

(2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
（設置） 第2条 略 2～5 略 6 <u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u>					（設置） 第2条 略 2～5 略				
別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
3 鳥取 県後期 高齢者 医療財 政安定 化基金	後期高 齢者医療 の財政の 安定化に 資する事 業及び後 期高齢者 医療広域 連合に対 して保険 料率の増 加の抑制 を図るた めの交付 金を交付 する事業 に必要な 費用に充 てるこ	(1) 高 齢者の 医療の 確保に 関する 法律第 116条 第5項 及び前 期高齢 者交付 金及び 後期高 齢者医 療の国 庫負担 金の算 定等に 関する	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てる時 き。	3 鳥取 県後期 高齢者 医療財 政安定 化基金	後期高 齢者医療 の財政の 安定化に 資する事 業及び後 期高齢者 医療広域 連合に対 して保険 料率の増 加の抑制 を図るた めの交付 金を交付 する事業 に必要な 費用に充 てるこ	(1) 高 齢者の 医療の 確保に 関する 法律第 116条 第5項 及び前 期高齢 者交付 金及び 後期高 齢者医 療の国 庫負担 金の算 定等に 関する	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てる時 き。

	と。	政 令 (平成 19年政 令 第 3 2 5 号) 第 19条の 規定に 基 づ き、一 般会計 歳入歳 出予算 に定め る額 (2) 前 期高齢 者交付 金等及 び後期 高齢者 医療の 国庫負 担金の 算定等 に關す る政令 第19条 第1項 の条例 で定め る割合 は、10 万分の 44とす る。				と。	政 令 (平成 19年政 令 第 3 2 5 号) 第 19条の 規定に 基 づ き、一 般会計 歳入歳 出予算 に定め る額 (2) 前 期高齢 者交付 金等及 び後期 高齢者 医療の 国庫負 担金の 算定等 に關す る政令 第19条 第1項 の条例 で定め る割合 は、10 万分の 44とす る。		
4	鳥取 県国民 健康保 険財政 安定化 基金	国民健 康保険 の財政 の安定 化を図 ること。	一般会計 歳入歳 出予算 に定め る額	一般会計 歳入歳 出予算 に計上 して当 該基金 に積立 て	当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な経 費の財 源に充 てると き。				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。